

改正 平成27年 5月19日規則第56号 平成28年 3月25日規則第26号
平成28年 7月19日規則第86号 令和元年11月 8日規則第44号
令和 2年 6月30日規則第75号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則をここに公布する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件（第3条—第7条）

第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（第8条—第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び条例において使用する用語の例による。

第2章 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件

（職員の資格の基準）

第3条 条例第5条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 幼稚園が幼稚園型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。
- (2) 保育所が保育所型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。
- (3) 保育機能施設が地方裁量型認定こども園に係る法第3条第1項の認定を受けようとする場合において、保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者が満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するとき。

2 条例第5条第3項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該幼稚園の教員の免許状を有する者の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。
- (2) 当該幼稚園の教員の免許状を有する者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っていること。

3 条例第5条第4項ただし書の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該保育士の意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。
- (2) 当該保育士が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っていること。

（職員の資格の基準に係る特例）

第4条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第4条第1項の規定により置かなければならない教育及び保育（満3歳未満の子どもについては、その保育）に従事する職員（以下この項、第4項及び第5項において「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条第2項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定にかかわらず、知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

2 条例第5条第1項及び第3項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教

論の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。第5項において同じ。）をもって代えることができる。

- 3 条例第5条第2項の規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。第5項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 4 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。第6項及び第7項並びに次条第5項第1号から第3号までにおいて同じ。）において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同欄に掲げる者の総数は、常時、条例第4条第1項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

| | | |
|-----|---|--|
| 第2項 | 条例第5条第1項及び第3項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士 | 幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者 |
| 第3項 | 条例第5条第2項の規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者 | 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者 |
| 第4項 | 条例第5条第1項から第3項までの規定及び前条第1項の規定により置かなければならない保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者 | 知事が保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 |

- 6 第1項から第4項までの規定を適用したときは、当該認定こども園の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又はこれらの規定を適用しないこととしたときも、同様とする。
- 7 前各項の規定は、保育士及び幼稚園の教員の免許状を有する者の処遇の改善に特に資するものとして知事が別に定める要件に該当する認定こども園に限り適用する。

追加〔平成28年規則86号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕

（施設設備の基準）

第5条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、幼稚園と保育機能施設の一体的な運営が確保できるとともに、幼稚園と保育機能施設との間を子どもが徒歩で安全に移動できることとする。

- 2 条例第6条第2項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。
- 3 条例第6条第4項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。
- 4 条例第6条第5項ただし書の規則で定める施設は、設置後相当の期間を経過した幼稚園、保育所又は保育機能施設であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものとする。
- 5 条例第6条第7項ただし書の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる等栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

一部改正〔平成28年規則86号〕

(教育及び保育の内容に関する基準)

第6条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの1日の生活時間及び利用時間に配慮すること。
- (2) 共通利用時間(条例第4条第3項に規定する共通の4時間程度の利用時間をいう。)における教育及び保育については、幼稚園教育要領等に基づき実施すること。
- (3) 満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動に、子どもの発達の状況の相違にも配慮しながら、満3歳未満の子どもを含む年齢の異なる子どもとの活動を適切に組み合わせていくこと。
- (4) 受験等を目的とした知識又は特別な技能の早期の獲得のみを目指すような教育とならないように配慮すること。

一部改正〔平成28年規則86号〕

(地方裁量型認定こども園の特例)

第7条 条例第9条の規則で定める定員数は、20人とする。

一部改正〔平成28年規則86号・令和2年75号〕

第3章 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準

(職員の配置の基準)

第8条 条例第13条第5項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

2 条例第13条第6項ただし書の規則で定める幼保連携型認定こども園は、第10条第7項に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園とする。

3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

一部改正〔平成28年規則86号・令和元年44号〕

(職員の配置の基準に係る特例)

第9条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例第13条第1項及び第2項の規定により置かなければならない教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育)に直接従事する職員(以下この項、第3項及び第4項において「直接従事職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同条第4項の規定により置かなければならない直接従事職員のうち1人は、同条第3項の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とするができる。

2 条例第13条第3項に定める職員(次項及び第4項において「副園長等職員」という。)については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下この項及び第4項において「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

3 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要と

なる直接従事職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を超える場合における副園長等職員については、当分の間、開所時間を通じて必要となる直接従事職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない直接従事職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 4 前2項の規定により副園長等職員について小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、常時、条例第13条第1項及び第2項の規定により置かなければならない直接従事職員の数の3分の1を超えてはならない。
- 5 第1項から第3項までの規定を適用したときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又はこれらの規定を適用しないこととしたときも、同様とする。
- 6 前各項の規定は、保育士及び幼稚園の教員の免許状を有する者の処遇の改善に特に資するものとして知事が別に定める要件に該当する幼保連携型認定こども園（法第20条の規定による勧告若しくは命令又は法第21条第1項の規定による事業の停止の命令（以下この項において「勧告等」という。）を受けた日から3年を経過しない者が設置している当該勧告等の対象となった幼保連携型認定こども園を除く。）に限り適用する。

追加〔平成28年規則86号〕、一部改正〔令和2年規則75号〕

（設備の基準）

- 第10条 条例第14条第2項ただし書の規則で定める要件は、園舎と園庭の一体的な運営を確保することができるとともに、園舎と園庭との間を子どもが徒歩で安全に移動することができることとする。
- 2 条例第14条第5項ただし書の規則で定める場合は、特別の事情により、職員室と保健室とを兼用する場合及び保育室と遊戯室とを兼用する場合とする。
 - 3 条例第14条第5項第2号から第4号まで及び第7号に掲げる設備は、1階に設けるものとする。ただし、これらの設備が第11項の規定により同項に規定する要件に該当するものであることとされた場合は、この限りでない。
 - 4 条例第14条第5項第3号に掲げる保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
 - 5 条例第14条第5項第8号に掲げる飲料水用設備は、同項第9号に掲げる手洗用設備及び足洗用設備と区別して設けなければならない。
 - 6 条例第14条第5項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を設けるよう努めなければならない。
 - (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
 - 7 条例第14条第9項ただし書の規則で定める要件は、次のとおりとする。
 - (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること。
 - (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる等栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務を受託する者については、幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
 - (4) 園児の年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。

- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 8 条例第14条第12項の園具及び教具は、常に改善し、及び補充しなければならない。
- 9 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。
- 10 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
- 11 条例第19条において読み替えて準用する北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）第45条第1項第9号の規則で定める要件は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等（原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するものに限る。）を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであることとする。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (2) 保育所等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 設備 |
|------|-----|--|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている |

| | |
|--|--|
| | 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。 |
| | 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 |
| | 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

- (3) 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等のいずれの場所からも同号に掲げる設備のいずれかまでの歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

一部改正〔平成28年規則26号・86号・令和元年44号〕

（幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）

第11条 平成27年3月31日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、次に掲げる要件を満たすものは、当分の間、条例第14条第9項本文の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。

- (1) 満3歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得るような体制が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けることができる等栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 満3歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びにアレルギーその他の健康状態に応じた食事を適切な回数及び時機に提供できること。
- (5) 食を通じた満3歳未満の園児の健全育成を図る観点から、満3歳未満の園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう

努めること。

- 2 前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、条例第14条第5項（第6号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

追加〔平成27年規則56号〕、一部改正〔平成28年規則86号〕

（幼保連携型認定こども園に係る北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定の技術的読替え）

- 第12条 条例第19条の規定により北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項及び第2項、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条（第2項を除く。）、第45条第1項（第9号に係る部分に限る。）並びに第50条の規定を幼保連携型認定こども園について準用する場合には、同条例第4条第1項中「最低基準」とあるのは「北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）第1条に規定する幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準（次項において「設備運営基準」という。）」と、同条第2項中「最低基準」とあるのは「設備運営基準」と、同条例第5条第1項中「入所している者」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）」と、同条第2項及び同条例第14条第5項中「児童の」とあるのは「園児の」と、同条例第8条第1項中「法」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」と、同条例第10条の見出し中「入所した者」とあるのは「園児」と、同条中「入所している者」とあるのは「園児」と、「又は入所」とあるのは「又は入園」と、同条例第11条中「入所している児童」とあるのは「園児」と、「当該児童」とあるのは「当該園児」と、同条例第12条中「児童福祉施設の長」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（第50条において「園長」という。）」と、「入所している児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項」とあるのは「法第47条第3項」と、「その児童等」とあるのは「園児」と、同条例第14条第2項及び第3項中「入所している者」とあるのは「園児」と、同条例第19条中「利用者」とあるのは「園児」と、同条例第20条第1項中「援助」とあるのは「教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。第3項及び第50条において同じ。）並びに子育ての支援」と、「入所している者」とあるのは「園児」と、同条第3項中「援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る」とあるのは「教育及び保育並びに子育ての支援について、」と、同条例第45条第1項第9号中「又は遊戯室」とあるのは「、遊戯室又は便所」と、同条例第50条中「保育所の長」とあるのは「園長」と、「入所している乳幼児」とあるのは「園児」と、「保育の内容等」とあるのは「教育及び保育の内容等」と、それぞれ読み替えるものとする。

一部改正〔平成27年規則56号・28年86号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、北海道認定こども園の認定の要件に関する条例及び北海道社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成26年北海道条例第99号。次項において「改正条例」という。）の施行の日から施行する。
（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、改正条例第1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により施行日の前日において現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。次項において同じ。）に配置しなければならない職員の数については、なお従前の例によることができる。
- 3 施行日の前日において現に存する認定こども園における乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積については、新条例第6条第10項第3号の規定にかかわらず、当分の間、なお従前

の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園に係る経過措置)

- 4 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び附則第6項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園については、当分の間、新条例第14条第7項及び第11項第1号イの規定は、適用しない。
- 5 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第14条の規定の適用については、当分の間、同条第4項第2号中「満3歳未満の園児数」とあるのは、「園児数」とし、同項第1号及び同条第11項第1号アの規定は、適用しない。
- 6 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する敷地内に園庭（新条例第14条第11項第1号に掲げる面積以上の面積の園庭に限る。）を設けるものは、同条第2項本文の規定にかかわらず、当分の間、当該園庭のほか、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

- 7 附則第4項の場合において、当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第11項の規定の適用については、当分の間、同項中「第1号、第2号及び第6号の要件に」とあるのは、「第1号の要件に該当し、かつ、園児の待避上必要な設備を備えること」とする。

一部改正〔平成28年規則86号・令和元年44号〕

- 8 附則第5項の場合において、当該幼保連携型認定こども園に係る第10条第11項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「耐火建築物」とあるのは、「耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）」とする。

一部改正〔平成28年規則86号・令和元年44号〕

附 則（平成27年5月19日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第26号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年7月19日規則第86号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月8日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月30日規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第6項の規定による届出が行われた認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を除く。）をいう。）であって、この規則の施行の際現

にこの規則による改正後の北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第7項の知事が別に定める要件に該当していないものに係る職員の資格の基準については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和3年6月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

- 3 改正前の規則第9条第5項の規定による届出が行われた幼保連携型認定こども園であって、この規則の施行の際現に改正後の規則第9条第6項の知事が別に定める要件に該当していないものに係る職員の配置の基準については、施行日から令和3年6月30日までの間に限り、なお従前の例によることができる。